

帝京大学・帝京大学短期大学 オープンアクセス方針

2022年6月30日 施行

(趣旨)

- 1 帝京大学・帝京大学短期大学（以下「本学」という。）は、本学において生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を還元し、社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という）が学術雑誌等に掲載した研究成果（以下「研究成果」という）を、以下のいずれかの方法によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。
 - (1) 帝京大学研究・教育リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に登録する。
 - (2) オープンアクセスジャーナルに掲載する。
 - (3) 論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。
 - (4) 外部の機関が設置するリポジトリ等に登録する。

(適用の除外)

- 3 公開によって研究の遂行が困難になる場合や著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申し出が教職員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

- 5 リポジトリに登録する場合、教職員は研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。